

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
後期高齢者医療保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った方 ⇒ **保険料を全額免除**
申請にあたっては、新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病を
証明する診断書が必要となります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる方 ⇒ **保険料を減額**
※具体的な減免の要件については裏面をご覧ください

○**保険料の減免額**は、減免対象保険料額（ $A \times B/C$ ）に
減免割合（ D ）をかけた金額です。

減免対象の保険料（税）額（ $A \times B/C$ ）

- A:同一世帯に属する被保険者について算定
したそれぞれの保険料額
- B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれ
る事業収入等に係る令和元年分の所得額
(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、
その合計額)
- C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者
全員の令和元年分の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、
対象保険料の全部を免除。

○収入減を理由とする申請の場合、下記の書類が必要となります。

- ・主たる生計維持者の令和元年分の所得証明
- ・その世帯の後期高齢者医療被保険者全員の令和元年分の所得証明
(源泉徴収票、確定申告書写、住民税課税証明書など)
- ・主たる生計維持者の令和2年中の収入減・事業等の廃止・失業を証す
る書類 (給与明細、今年の売上台帳、廃業届の控、離職証明書など)

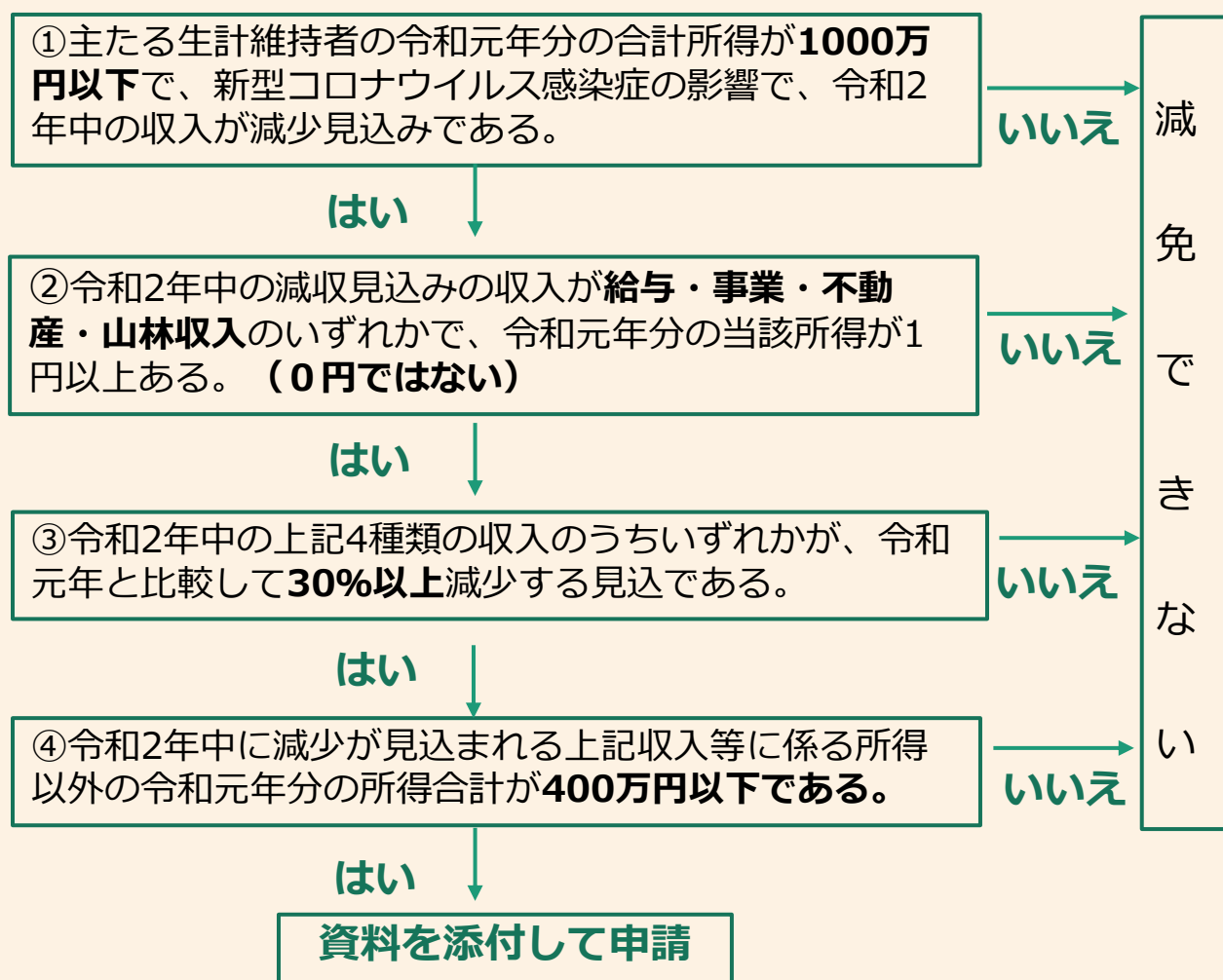
※詳しくはお問合せください。

【減免の要件】

(1) 主たる生計維持者※の新型コロナウイルス感染症による死亡または重篤な傷病 ⇒ 診断書を添付し申請

※**主たる生計維持者**とは、住民票上の世帯主を指します。ただし、世帯員の被保険者の収入が高い場合、その人を主たる生計維持者とすることができます。
同住所別世帯の人、同世帯で75歳未満の世帯員は主たる生計維持者にはなりません。

(2) 収入の減少



◎簡易的にまとめたものであるため、ご不明の点はお問合せください。